

豊中市高齢・障害福祉・児童福祉事業者等に対する物価高騰対応食費支援給付実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、食料品等の価格高騰により、食事の提供を行う福祉事業所等の経済的負担が大きいことから、令和7年度豊中市物価高騰対応食費支援事業として豊中市（以下「市」という。）から市民向けに贈与された全国共通おこめ券（以下「おこめ券」という。）のうち当該事業所の事業継続への支援策として給付する豊中市高齢・障害福祉・児童福祉事業者等に対する物価高騰対応食費支援（以下「給付」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象）

第2条 給付は、令和8年（2026年）6月1日において、市の認可・指定を受け、又は届出を行っており、かつ、市内に所在して運営等をしている別表に定めるサービスを提供する事業所、施設等（以下「対象事業所等」という。）を対象とする。

2 前項の規定に関わらず、第5条の規定による申込みの日時点において、休止又は廃止している事業所、施設等は給付の対象外とする。

（給付枚数）

第3条 給付するおこめ券の配布数は、1セット4,400円分を単位とし、別表2に定めるとおりとする。

（給付期間）

第4条 給付は、令和8年（2026年）7月1日から令和8年（2026年）9月30日までの間で市が別に定める期間とする。

（申込み）

第5条 本事業により給付を受けようとする対象事業所等は、前条に規定する給付期間内に、別に定める様式を提出しなければならない。

（給付）

第6条 市長は、前条の規定により給付の申込みのあった対象事業所等に対し、第3条に規定する枚数のおこめ券を別に定める方法により給付するものとする。

（不当利得の返還）

第7条 市は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者に対しては、給付を行ったおこめ券の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第8条 給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年（2026年）7月1日から実施する。

別表（第2条関係）

介護保険サービス等			
入所系	介護老人福祉施設	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護老人保健施設
	認知症対応型共同生活介護	有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅
	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	
障害福祉サービス			
入所系	施設入所支援	共同生活援助	短期入所（空床型を除く） ¹⁾
児童福祉施設等			
教育・保育	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所	認可外保育施設（市委託事業）	
社会的養育	児童養護施設	乳児院	ファミリーホーム
	里親		
里親（基準日において、児童福祉法第27条第1項第3号に基づく委託（同法第28条第1項の規定によるものを含む。）又は同法第33条に基づく一時保護委託を受けて児童を養育している里親）			

1) 短期入所事業所は、施設入所支援又は共同生活援助に併設の場合は本体施設と定員を合算する

別表2（第3条関係）

サービス種別	定員区分	配布セット数
介護保険サービス等 入所系	40人以下	5セット
	41人～80人	8セット
	81人～120人	12セット
障害福祉サービス 入所系	121人～160人	16セット
	161人～200人	20セット
	201人～240人	24セット
児童福祉施設等 教育・保育 社会的養育（里親除く）	241人～280人	28セット
	281人～320人	32セット
	321人～360人	36セット
	361人～400人	40セット
	401人～440人	44セット
	441人～480人	48セット
	481人～520人	52セット
	521人以上	54セット
児童福祉施設等 社会的養育（里親）	委託児童1人につき	1セット